

■JPRS ユーザー会 会則

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、「JPRS ユーザー会」と称する。

(目的)

第2条 本会は、ドメイン名および DNS に関する情報交換を行うことにより、会員相互の研鑽および発展を図ることを目的とする。

(活動)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の活動を行う。

- (1) 意見交換会の開催
- (2) その他本会の目的達成に必要な活動

第2章 会員

(会員資格)

第4条 会員資格は、株式会社日本レジストリサービス(以下「JPRS」という)との間でドメイン名の登録申請等の取次契約(以下「指定事業者契約」という)を締結している団体とする。

(入会)

第5条 入会を希望する者は、所定の申込み手続により入会を申し込むものとし、理事会に承認されたときに会員となる。ただし、理事会は正当な事由なく承認を拒絶してはならない。
2 会員は、入会申込み内容に変更があった場合、速やかに届け出るものとする。

(退会)

第6条 会員は、退会する場合、書面または電子メールにより所定の届け出をするものとする。
2 指定事業者契約が終了した場合は、会員は退会となる。
3 総会において、出席した会員の3分の2以上の多数による議決により除名の決議がされた場合は、当該会員は当該決議の時点で退会となる。

第3章 理事

(定員)

第7条 本会には、5名以上8名以内の理事を置く。
2 理事のうち1名を会長、3名以内を副会長とする。

(選任)

第8条 理事は、会員の役員または従業員の中から総会において選任する。選任の方法は、総会の議決を経て細則にて定める。

2 会長、副会長は理事の互選により定める。

3 理事に欠員が生じたとき、または理事会が増員の必要があると判断するときは、理事会は前条の定員の範囲内で候補者を推薦し、その者を会長が理事として任命することができる。ただし、当該理事については任命後直近の総会で会員の信任を得なければならない。なお、本項における理事の選任については、第1項の細則を適用しない。

(職務)

第9条 会長は、本会を代表し、会務を統括する。また会長は、理事会の決定に従い、本会の活動目的の遂行に必要な事務を行う。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、副会長がその職務を代行する。

3 理事は、理事会を構成し、会務を執行する。

(任期)

第10条 理事の任期は選任後2年以内に終了する活動年度のうち最終のものに関する通常総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 年度の途中で任命された理事の任期は、前任者または現任者の残任期間とする。

3 理事は、辞任または任期満了により退任する場合であっても、当該辞任または退任の結果理事に欠員が生じる場合には、後任者が選任されるまでの間、なおその職務を行う。

第4章 組織

(会議)

第11条 本会の会議は、総会および理事会とする。

(総会の種類)

第12条 総会は、通常総会および臨時総会とする。

(通常総会)

第13条 通常総会は、毎活動年度終了後3か月以内に開催するものとし、会長がこれを招集する。

(臨時総会)

第14条 臨時総会は、理事会がその必要を認めたとき、または会員の過半数から書面により請求のあったとき、会長が招集する。

(総会の招集)

第 15 条 総会を招集するには、少なくとも会日の7日前までに日時、場所および議題を書面または電子メールにより会員に通知しなければならない。

(総会の議長、議決)

第 16 条 総会の議長は、会長とする。

2 総会の議決は、この会則に別段の定めがある場合を除き、総会員の3分の1以上が出席し、出席会員の過半数をもって決する。可否同数のときは、議長がこれを決する。

3 会員は、総会に出席しなくても書面をもって議決し、または他の会員を代理人として議決の行使を委任することができるものとし、この場合前項の出席会員数に算入する。

(総会の決議事項)

第 17 条 総会は、この会則で別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 理事の選任または解任
- (2) 会則の変更
- (3) その他理事会が必要と認めた事項

2 会長は、通常総会において活動年度ごとの活動報告を行う。

(総会の議事録)

第 18 条 総会を開催したときは、次の事項を記載した議事録を作成する。

- (1) 日時および場所
- (2) 会員総数
- (3) 出席会員数(書面表決者を含む)
- (4) 審議事項および議決事項
- (5) 議事の結果

(理事会)

第 19 条 理事会は、総会の決議事項を除き、本会の運営上および活動目的の遂行上必要な事項を審議決定する。

(理事会の招集)

第 20 条 理事会は、必要に応じて会長が招集する。

2 理事会を招集するには、少なくとも会日の3日前までに、日時、場所および議題を書面または電子メールにより理事に連絡しなければならない。ただし、理事全員の同意がある場合または緊急やむを得ない場合はこの限りでない。

(理事会の代理出席)

第 21 条 理事は、会長の許可を受けて理事以外の者を理事会に代理出席させることができる。この場合、理事は、予め代理出席者の氏名等を会長に通知しなければならない。

2 前項により許可を受けた代理出席者は、本理事会において理事と同一の権限を有する。

(理事会の議長、議決)

第 22 条 理事会の議長は、会長とする。

2 理事会の議決は、理事の過半数が出席し、出席理事の過半数をもって決する。可否同数のときは議長がこれを決する。

3 理事は、理事会に出席しなくとも書面または電子メールをもって議決に参加することができるものとし、この場合前項の出席理事数に算入する。

(理事会の議事録)

第 23 条 理事会を開催したときは、次の事項を記載した議事録を作成する。

- (1) 日時および場所
- (2) 理事総数
- (3) 出席理事数および氏名(書面または電子メールによる表決者を含む)
- (4) 審議事項および議決事項
- (5) 議事の結果

(理事会の電子メールによる決議方法)

第 24 条 第 20 条、第 21 条、第 22 条の定めにかかわらず、会長は理事会の開催に替えて、予め定められたメーリングリスト宛の電子メールによって議決を行うことができる。

2 前項の場合、その議決方法は、会長が、投票期間および決議事項を明示したうえで、電子メールによる投票開始宣言を行い、理事の過半数の賛成をもって決する方法による。投票期間中に過半数に達しない議案は廃案となる。

3 前条の議事録の定めは、前2項の場合に準用する。

(事務局)

第 25 条 本会の事務を処理するため、事務局を JPRS に設置する。

2 事務局に事務局長を置き、その任免は理事会の同意を得て会長が行う。

第5章 活動年度

(活動年度)

第 26 条 本会の活動年度は、毎年4月1日から翌年の3月 31 日までとする。

第6章 会則の変更・細則

(会則の変更)

第 27 条 この会則および第8条に定める細則の変更は、3分の2以上の会員が出席する総会において、出席会員の3分の2以上の承認をもって行う。

(細則)

第 28 条 この会則の実施に関して必要な細則(第8条に定める細則を除く)は、理事会の議決を経て別に定める。

附則

- 1 この会則は、2009年12月21日から実施する。
- 2 本会の最初の活動年度は、第26条の定めにかかわらず、本会設立の時から2010年3月31日までとする。
- 3 本会の第一回総会における会員は、発起人代表に入会申込書を提出した者とし、この場合、「理事会」とあるのを「発起人代表」と読みかえて、第5条を準用する。
- 4 本会の設立当初の理事は、この会則の定めにかかわらず、第一回総会の定めるところによることとし、その任期は2010年度に関する通常総会の終結の時までとする。